

議員の政治倫理条例の制定状況
(県南市町村)

令和5年3月末現在

	市町村名	議員	資本金	報酬	市民の調査請求権	親等規制	一体型
県南地域	1 土浦市	H10	-	-	100人	1親等	-
	2 石岡市	H18	3分の1以上	年額300万円以上	選挙有権者200人	2親等	○
	3 龍ヶ崎市	H23	3分の1以上	年額200万円以上	100人	2親等	○
	4 取手市	H26	-	年額 5万円以上	1人	1親等	○
	5 牛久市	H31	10分の1以上	年額 60万円以上	選挙有権者100人	2親等	
	6 つくば市	H13	3分の1以上	年額300万円以上	選挙有権者 10人	1親等	
	7 守谷市	H30	3分の1以上	年額240万円以上	1人	1親等	
	8 稲敷市	H22	3分の1以上	年額 5万円以上	1人	2親等	○
	9 つくばみらい市	H19	3分の1以上	年額 5万円以上	選挙有権者1/200	1親等	○
	10 美浦村	H15	2分の1以上	年額300万円以上	村民100人	1親等	○
	11 阿見町	H12	5分の1以上	年額 50万円以上	町民50人	2親等	○
	12 河内町	H25	-	年額300万円以上	選挙有権者100人	1親等	
	13 利根町	H18	5分の1以上	年額 5万円以上	選挙有権者1/100	2親等	○

参考	1 小美玉市	R4	3分の1以上		選挙有権者1/50	-	
	2 茨城町	H15	-		1人	1親等	○

- 制定状況：県南地域は、かすみがうら市を除き、すべての市町村が制定
- 親等規制：1親等(7市町村) 2親等(6市町)

政治倫理条例／制定状況

令和5年1月末現在

	市町村名	首長	特別職	議員	親等規制	一体型
1	水戸市	●		●		
2	日立市			● 規程		
3	土浦市			●	1親等	
4	古河市					
5	石岡市	●	●	●	2親等	●
6	結城市	●		●		●
7	龍ヶ崎市	●	●	●	2親等	●
8	下妻市			● 要綱		
9	常総市	●		●		●
10	常陸太田市	●	●	●		●
11	高萩市			●		
12	北茨城市			●		
13	笠間市	●	●	●		●
14	取手市	●	●	●	1親等	●
15	牛久市	●	●	●	2親等	
16	つくば市	●	●	●	1親等	
17	ひたちなか市			●		
18	鹿嶋市			●		
19	潮来市					
20	守谷市	●	●	●	1親等	
21	常陸大宮市			●		
22	那珂市	●	●	●		●
23	筑西市			●		
24	坂東市					
25	稲敷市	●	●	●	2親等	●
26	かすみがうら市					
27	桜川市			●		
28	神栖市	●	●	●		
29	行方市			●		
30	鉾田市	●	●※1	●		
31	つくばみらい市	●	●	●	1親等	●
32	小美玉市	●	●	●		
33	茨城町	●	●	●		●
34	大洗町			●		
35	城里町	●	●	●		●
36	東海村					
37	大子町	●	●	●		●
38	美浦村	●	●	●	1親等	●
39	阿見町	●	●	●	2親等	●
40	河内町	●	●	●	1親等	
41	八千代町	●	●	●		●
42	五霞町					
43	境町					
44	利根町	●	●	●	2親等	●
	計	25	22	35		17
	(未制定)	19	22	9		27

ハラスメント規程

全てのハラスメント

セクハラなど
ハラスメント

セクハラ、パワハラ

セクハラ、パワハラ

※1:教育長は除く